

議案第26号

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部改正について

次のとおり鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 県又は境港管理組合（以下「県等」という。）が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約、<u>県が発注する建設工事等の施行に伴う土地の売買契約又は賃貸借契約その他土地の使用に係る契約（以下「用地取得等契約」という。）並びに県が発注する建設工事等の施行及びこれに伴う地上物件の移転又は引渡しにより発生する損失の補償に係る契約（以下「移転補償等契約」という。）に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) <u>県等が発注する建設工事等（境港管理組合が発注するもの）</u>にあつては、鳥取県内において施行されたもの（鳥取県及</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及びこれに関連する調査、測量、設計等の業務（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約、建設工事等の施行に伴う土地の売買契約又は賃貸借契約その他土地の使用に係る契約（以下「用地取得等契約」という。）並びに建設工事等の施行及びこれに伴う地上物件の移転又は引渡しにより発生する損失の補償に係る契約（以下「移転補償等契約」という。）に関する透明性及び公正性を確保し、もってその適正な執行を図るため、鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。</p> <p>(1) 建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に関すること。</p>

び島根県にまたがるものを含む。)に限る。次号において同
じ。)の入札及び契約に関する制度及びその運用状況に關
すること。

(2) 県等が発注する建設工事等の入札及び契約に係る関係者
からの苦情の処理状況に關すること。

(3) 県が発注する建設工事等の入札及び契約に係る談合その
他の不正行為に關すること。

(4) 略

(2) 建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処
理状況に關すること。

(3) 建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為
に關すること。

(4) 略

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。